

第 2 次東御市総合計画策定方針~~（案）~~

1 計画策定の必要性及び趣旨

平成16年4月の合併により誕生した東御市は、合併協議会において定められた新市建設計画に沿って、平成16年度から平成25年度を計画期間とする「第1次東御市総合計画」を策定し、「さわやかな風と出会いの元気発信都市」の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきています。

この間、本格的な地方分権時代を迎え、地方の自主性、自立性が一層重要になったことに加え、少子高齢化、高度情報化、国際化、深刻化する地球環境問題、さらには防犯・防災への市民意識の高揚など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しており、市政に求められる役割は今後ますます多様化していくものと予想されます。

また、東御市における自主・自立のまちづくりを考えると、従来の経済成長と拡大を前提とした都市基盤の整備を中心とした画一的な“まちづくり”から、独自の視点・方法で将来ビジョンを表現し、それを市民と共有して共に目標に向かって歩んでいく“まちづくり”を進めていくことが極めて重要になってくるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、現行の総合計画は、平成25年度に目標年次を迎えることとなりますので、新たな時代にふさわしいまちづくりを実現するための指針として、平成26年度を初年度とする「第2次東御市総合計画」を策定します。

2 計画の名称

計画の名称は「第2次東御市総合計画」とします。

3 計画策定の前提

（1）人口

平成24年度に試算した将来人口推計を基本とし、施策の実現による流動要因を極力加味しない現実的な数値目標を掲げます。

（2）土地利用

自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件とともに景観にも十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用との調和を図りながら、適切かつ合理的な土地利用を図ります。

（3）財政

中長期的な財政計画を策定し、財政の健全性を維持していく姿勢を明らかにします。

4 計画の構成

計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成します。（図1参照）

（1）基本構想

本市の目指す将来の都市像を描き、それを支える都市づくりの理念、将来都市像を実現するための基本目標と施策の大綱（基本施策）を定めます。

基本構想の目標期間は、平成26年度（2014年度）～平成35年度（2023年度）の10年間とします。

（基本構想の性格）

…基本構想は、東御市の目標とすべき将来都市像及びその実現のための基本方針を示すものとして策定します。なお、基本構想は、言わば東御市の「経営基本」であるため、議会の議決を経るものとします。

（２）基本計画

基本構想を実現するための基本的指針として策定するもので、施策の体系及び具体的施策を定めます。基本計画は前期計画と後期計画とし、前期計画の計画期間は平成26年度（2014年度）を初年度とした平成30年度（2019年度）までの5年間とします。

後期計画については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行ったうえで、平成31年度（2020年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

（基本計画の性格）

基本計画は、基本構想に即し、その基本方針を具現化するための基本的な施策を体系的に示すものとして策定します。基本施策を構成する施策すべてに目標値を設定し、その進捗を管理します。

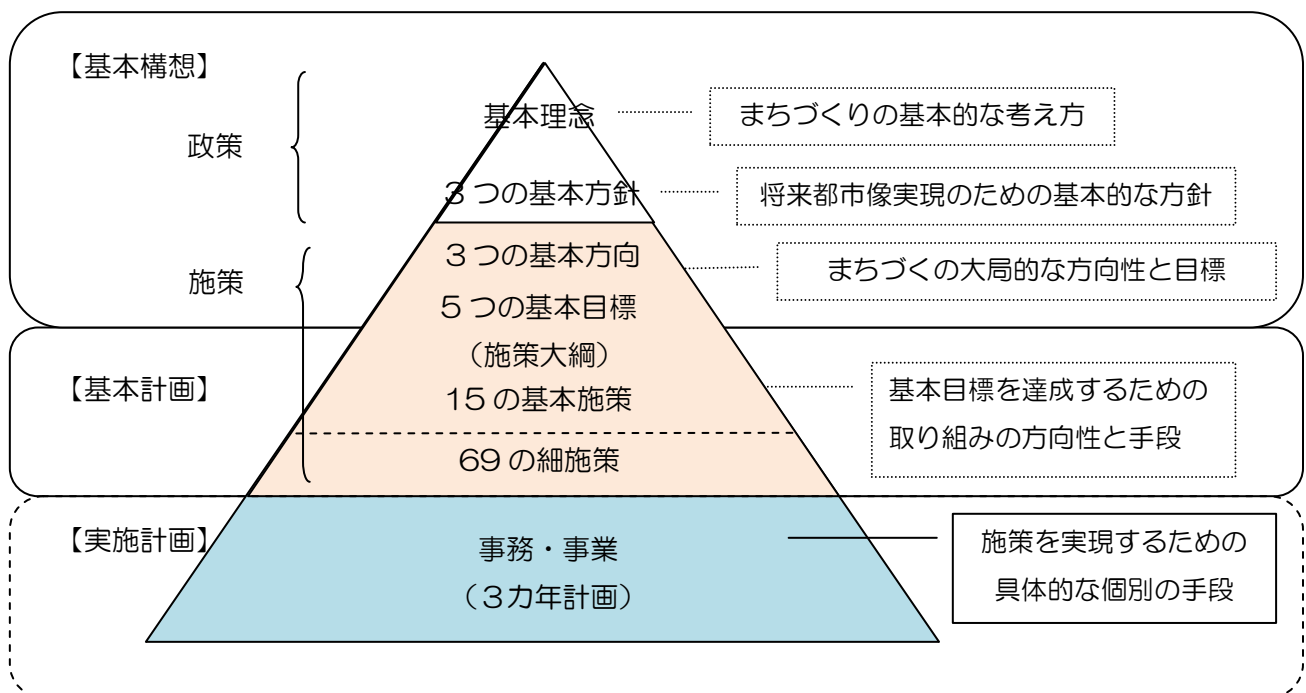
（３）実施計画

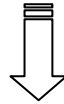
実施計画は、基本計画で定めた具体的施策の向こう3か年の具体的計画を定め、毎年度の予算編成の指針とします。

（実施計画の性格）

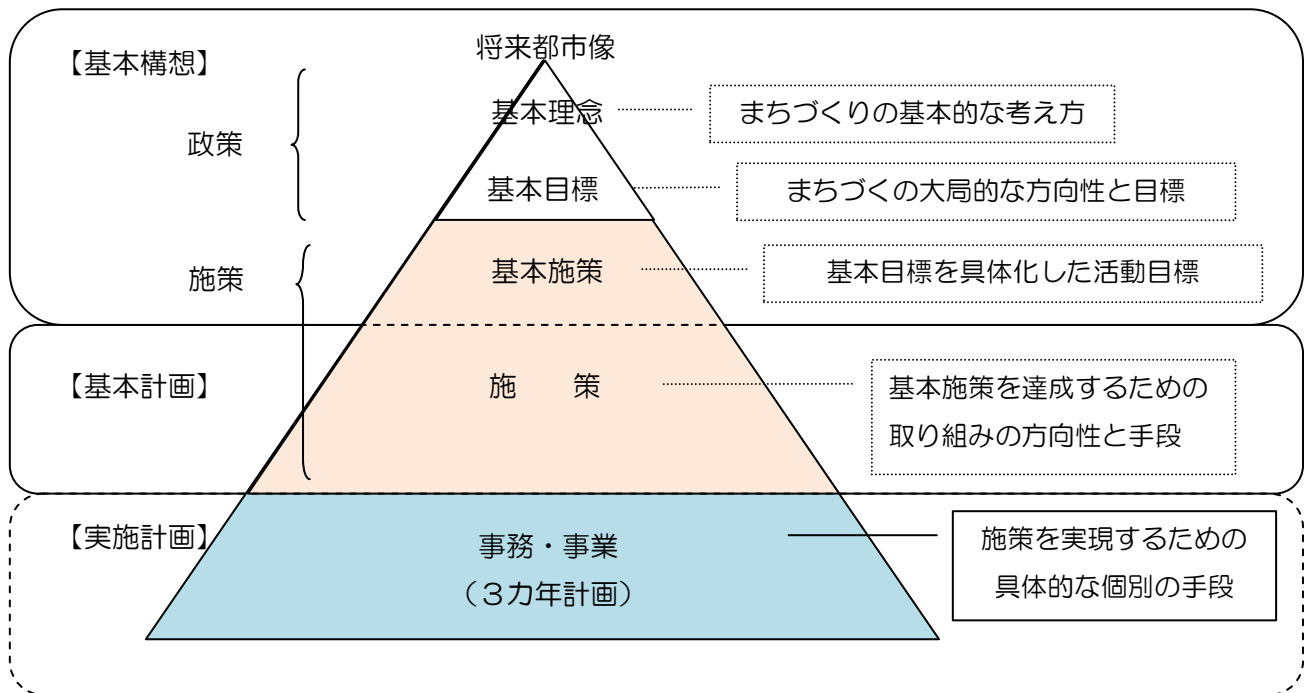
実施計画は、各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を示すものであり、施策の目標を達成するための“手段”であることから、その達成度の進捗管理を実施します。

【現行の総合計画】（図1）





【新総合計画】



5 策定にあたっての基本方針

これまでのような網羅的な構成ではなく、“戦略的視点と市民視点を重視した新しいかたちの総合計画”とします。

(1) 市民との協働による計画づくり

基本計画の策定段階で、東御市総合計画策定市民会議設置要綱（別紙1）に基づき、専門委員会^注を設置し、市民と行政が一体となって計画づくりを行います。

^注 専門委員会は、【行政経営・防災】、【市民・環境】、【保健・医療・福祉】、【子育て・教育】、【産業・経済】、【都市基盤】の6分野で構成し、「個別計画」の策定と同様の手法を導入し、職員（関係課長等）、市民団体、関係団体、識見を有する者に加え、アンケート調査の際に専門委員会へ参加の意思を示した市民により概ね各12名以内で組織します。

(2) 施策の絞り込みによる重点主義の計画

計画期間中に行政が優先的・重点的に取り組む施策を絞り込み、総花主義から重点主義への脱却を図り、戦略的に課題解決に取り組む姿勢を鮮明にします。

(3) わかりやすい計画

目標値や指標を掲げ、誰にとってもわかりやすい計画を目指します。

(4) 他の計画等との関連性の確保

市の各分野における個別計画との整合を図ることはもとより、財政計画、行財政改革実施

計画とも整合を図り、実効性のある計画とします。

(5) 行政評価システムによる進捗管理

事務事業の重点付けと方向性の検討を行うため、計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたか、それぞれの事業がどのくらい貢献したかを行政評価システムによって評価し、その結果を次の事務事業の企画や実施、予算配分等に反映していく仕組みをつくります。

6 計画策定の体制

(1) 市民参画

①市民アンケート

無作為抽出した住民を対象とした「2,500人市民アンケート」を実施し、市民の意向を計画に反映させます。この際、審議会に付属する「専門委員会」への参加意向を把握します。

②市民会議の設置

アンケート調査によって無作為に抽出された市民へ市民会議への参加を促すことによって、母集団と比較して偏りのない構成とし、従来手法の「公募」と比較して代表性、中立性の高い意見や提言を得る手法を導入した新たな「市民参画」を進めます。

③地区別懇談会

素案確定後、5地区で説明会を開催し、市政への要望の把握に努めます。

④パブリックコメント

素案確定後、内容について意見を聴取します。

(2) 審議会の設置

東御市まちづくり審議会条例に基づき、計画案について審議します。

(3) 庁内の策定体制

①庁内策定委員会

庁内での検討組織として、庁議に諮り審議を行います。

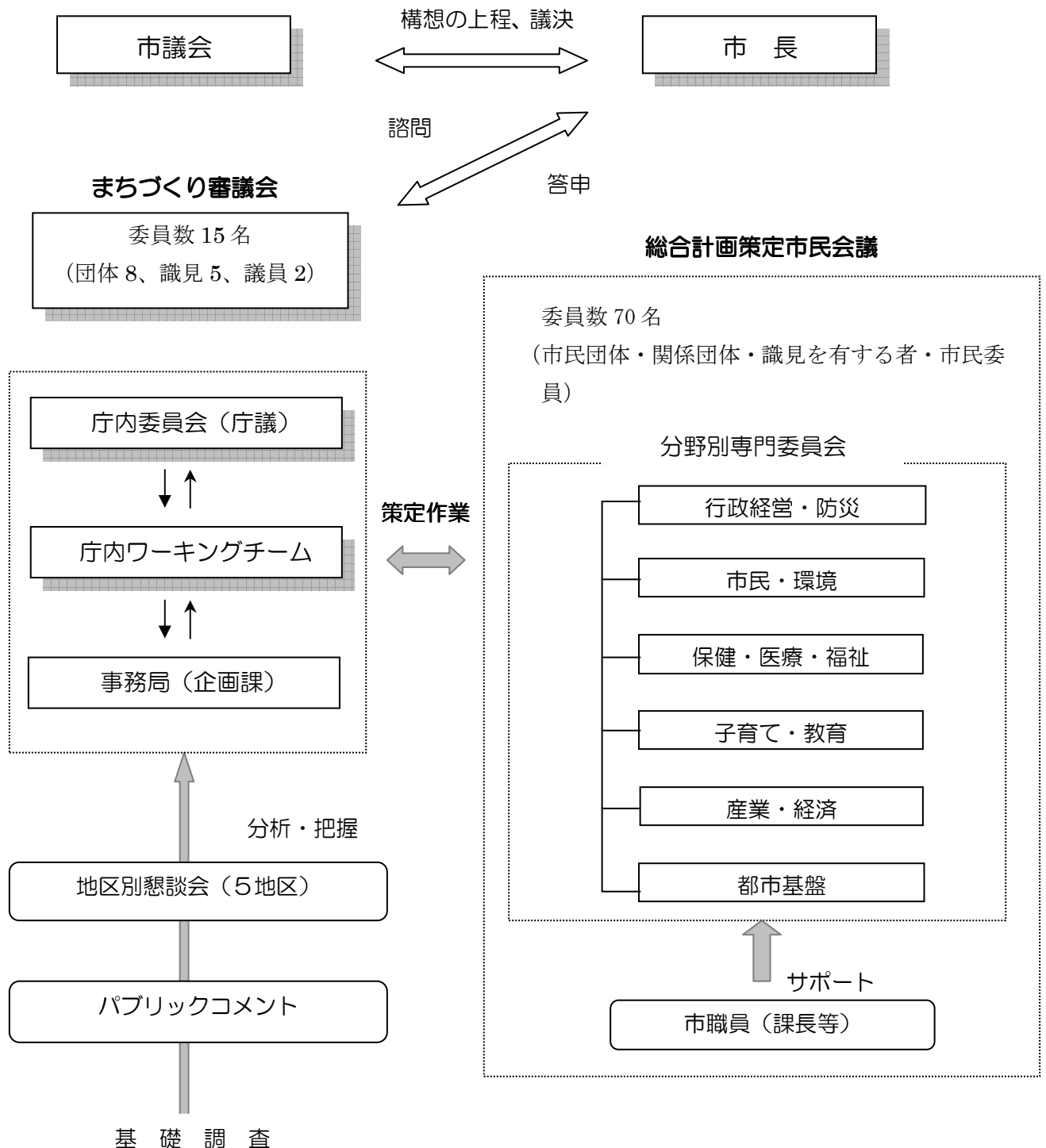
②専門委員会

総合計画は、市のすべての計画・業務の基本となる、まちづくりの指針であるため、全職員がまちづくりの目標を共有し、施策の目的と手段の関係について認識を深めるよう、分野別専門委員会における議論過程での参画、情報共有を積極的に行うものとします。

7 計画策定の体制図

第2次総合計画の策定にあたり、計画策定の推進体制は、次のとおりとします。

第2次総合計画策定推進体制



東御市総合計画策定市民会議設置要綱

東御市告示第 51 号

平成 24 年 9 月 7 日

(設置)

第 1 条 市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる東御市総合計画を策定するにあたり、広く市民の参画を得て市民の意見、意向等を計画に反映させるため、東御市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項について協議し、提言するものとする。

- (1) 基本構想に基づいた計画原案の総合的な検討及び調整に関すること
- (2) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 市民会議は、70 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する任務が終了する日までの間とする。

(会長等)

第 5 条 市民会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(分野別専門委員会)

第 7 条 市民会議の任務を円滑に実施するため、市民会議に分野別専門委員会を置く。

2 分野別専門委員会の運営、その他必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 市民会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。